

衛生研究所整備審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 神奈川県衛生研究所の施設整備について、選定手続への意見の聴取及び提案書の審査を行うため衛生研究所整備審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、研究所整備に係る提案書等を審査し、優秀提案を選定する。

2 審査委員会は、研究所整備に係る総合評価一般競争入札に関する審議を行う。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、衛生部長をもって充てる。

3 委員は、防災局長、総務部技監及び知事が委嘱する者をもって充てる。

4 知事は、建設に関する学識を有する者、民間資金の活用に関する学識を有する者のうちから5名以内の委員を委嘱するものとする。

5 委員長は、審査委員会の会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決するものとする。

4 知事が委嘱する審査委員会の委員は、止むを得ず出席できない場合は、選定手続への意見を審査委員会へ提出することができる。

(幹事会)

第5条 審査委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成し、座長は、衛生部次長をもって充てる。

3 座長は、幹事会の会務を掌理する。

4 幹事会は、座長が招集し、研究所整備に係る手続き・提案書等について、調査・検討し、審査委員会に提出する資料の調整を行う。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長及び座長は、必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(責務)

第7条 委員及び幹事は、公正な審査に努めなければならない。

2 審査委員は、直接間接を問わず、一切この提案に参加してはならない。

(庶務)

第8条 審査委員会及び幹事会の庶務は、衛生総務室が、財産管理課、建築工事課、建築設備課、災害対策課と共同して行うものとする。

(設置期間)

第9条 審査委員会の設置期間は所掌事項が終了するまでの間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に必要な事項は、審査委員会に諮り、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月4日から施行する。

衛生研究所整備審査委員会委員名簿

(平成12年8月4日現在)

区 分	職 名 等	備 考
外部委員	(建設・維持管理関係の学識経験者) 石塚義高(明海大学不動産学部教授)	建物維持管理・LCC(全般)
	(建設・維持管理関係の学識経験者) 紀谷 文樹(神奈川大学工学部教授)	設備維持管理(全般)
	(建設・維持管理関係の学識経験者) 中島 正夫(関東学院大学工学部教授)	建築材料全般
	(民間資金活用に関する学識経験者)() 中司文典(日本政策投資銀行プロジェクトファイナ ンス部長)	プロジェクトファイナンス関係 PFI関係
内部委員	橋本 正俊(防災局長)	広域防災活動備蓄倉庫
	滝澤 秀次郎(衛生部長)	委員長
	花方 威之(総務部技監)	PFI方式推進(技術全般)

第1回審査委員会は高橋達雄氏(当時の日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部長)。同銀行の人事異動に伴い、第2回審査委員会からは現プロジェクトファイナンス部長の中司文典氏が委員に就任。

別表 衛生研究所整備審査委員会幹事会

総務部	財産管理課長
	リース・P F I 担当課長
	施設整備計画担当課長
	建築工事課長
	建築設備課長
防災局	災害対策課長
衛生部	衛生部次長（座長）
	新衛生研究所整備担当課長
	衛生研究所長